

2023年1月

Contents

- I. 【メキシコ】メキシコの Fintech法 (2)
- II. 【タイ】外国人による飲食物の販売に関する取締り強化

I. 【メキシコ】メキシコの Fintech法 (2)

1. はじめに

前稿([こちら](#)の 5 頁から 7 頁)では Fintech 法の概要を解説した。前稿で説明したとおり、Fintech 法は、Instituciones de Tecnología Financiera (ITF¹)が提供する金融サービスを規制対象としており、ITF を「Fintech 法により規制される金融技術機関(クラウドファンディング機関および電子決済資金機関)」と定義している²。つまり Fintech 法上の ITF は、クラウドファンディング機関または電子決済資金機関のいずれかである。本稿では、Fintech 法の主な規制内容の一つであるクラウドファンディング関連の規制について解説する。

2. Fintech 法上のクラウドファンディング

Fintech 法上のクラウドファンディングに関与する主体は大きく 3 つに分けられる。(i) クラウドファンディングサービスを提供する ITF であるクラウドファンディング機関(*institución de financiamiento colectivo*³)、(ii) クラウドファンディングサービスを通じた資金調達を図る申請者(*solicitantes*)および (iii) 申請者に資金を提供する出資者(*inversionistas*)である⁴。クラウドファンディング機関にとっての顧客は、資金調達を図る申請者と申請者に資金を提供する出資者の双方である⁵。

Fintech 法上のクラウドファンディングサービスは、概要、コンピュータアプリケーション、インターフェース、ウェブページ等の電磁的通信手段を用いてなされる、資金供与目的で大衆の参加を募る活動のうち、下記のいずれかの活動をいう⁶。

デットクラウドファンディング: 出資者が申請者に融資等をする。

1 直訳すると「金融技術機関」であり、ITF と略称される。

2 法 4 条 16 号

3 IFC と略称される。

4 法 16 条

5 法 16 条

6 法 15 条および 16 条

エクイティクラウドファンディング：出資者が申請者の資本を表章する証券を取得する。

共同出資型クラウドファンディング：出資者と申請者が共同事業等の合意をすることにより、出資者が共同事業等から生じる収入、利益またはロイヤルティおよび損失の分配を受ける。

3. クラウドファンディング業務を営むために

クラウドファンディング業務を営むためにはITFとして規制当局から認可されている必要がある⁷。ITFとして認可されるためにはメキシコ法に基づいて設立されたあるいは設立されようとする法人でなければならない⁸ため、自然人はクラウドファンディング機関としてクラウドファンディングサービスを提供することができない。また、メキシコ国内に所在地を有している必要もある⁹ほか、規制当局が定める最低資本要件も満たしていなければならない¹⁰。

4. クラウドファンディング機関の活動と義務

クラウドファンディング機関は、ウェブページ等を通じて申請者からの申請および資金調達の目的である申請者のプロジェクトを受け付け公開することができる¹¹。また、出資者となりうる者のために、かかる申請者およびそのプロジェクトの情報を提供する¹²とともに、出資者と申請者がウェブページ等において電磁的方法でコミュニケーションをとるための手段を提供することもできる¹³。

一方で、クラウドファンディング機関は Fintech 法および規制当局が定めるルールに基づく義務を負い¹⁴、例えば申請者や取引等に関するリスクを分析し、かかるリスクを出資者に開示する義務¹⁵や複数種類のクラウドファンディングサービスを提供する場合における分別管理体制の構築義務¹⁶等が課されている。また、出資に対するリターンが確実であるかのような表現をすることも禁止されている¹⁷。

【メキシコ】
弁護士 西山 洋祐

7 法 12 条、15 条および 35 条

8 法 36 条

9 法 36 条 3 号

10 法 36 条 4 号

11 法 19 条 1 号

12 法 19 条 2 号

13 法 19 条 3 号

14 法 16 条、17 条および 18 条

15 法 18 条 2 号

16 法 18 条 9 号。なお、かかる義務は ITF が法 46 条に基づき負う顧客から受け取った金銭等と自らの資産等とを分別管理する義務とは別の義務である。

17 法 20 条

II. 【タイ】外国人による飲食物の販売に関する取締り強化

1. はじめに

タイにおいては、外国人は、原則として商務省事業開発局長から許可を得ない限り、飲食物の販売(Sale of food and beverages)(レストランの営業を含む。以下同じ。)を行うことはできない。

しかしながら、実際には、形式的に外国人事業法上の「外国人・外国法人」に該当しないよう“nominee”(名義株主)を立てることによって外国人事業法の適用を回避する形態で実質的に外国人により飲食物の販売業が営まれている例が後を絶たず、外国人事業法を所轄する商務省事業開発局(Department of Business Development、以下「DBD」という。)による 2023 年 1 月 15 日付アナウンスにより、外国人による飲食物の販売には外国人事業法上ライセンスを事前に取得しなければならず、これに従わない場合には取締りの対象となることを改めて表明するに至った。

2. 外国人事業法による規制と潜脱

飲食物の販売は、外国人に対して競争力が不十分な業種であることを理由に外国企業の参入が原則禁止されている規制事業の一つ(外国人事業法リスト 3(19))として列挙されているため、外国人がタイにおいて飲食物の販売を行おうとするときは、原則として外国人事業委員会の承認により、商務省事業開発局長から外国人事業法ライセンスを取得する必要がある。

この点、外国人事業法の適用があり、規制業種を行うことができないとされる「外国人・外国法人」とは、①タイ国籍を有しない自然人、②外国で設立された法人、③タイで設立された法人であって、(a)①または②が当該法人の持分または資本の 50%以上を保有または出資している法人、(b)マネージングパートナーまたはマネージャーが①である有限パートナーシップまたは普通登録パートナーシップ、④持分の 50%以上または資本の 50%以上を①、②、③が保有または出資しているタイで設立された法人をいう(外国人事業法 4 条)ところ、飲食物の販売についても、nominee を使い外国人事業法ライセンスを取得することなく外国人が実質的に事業を営み、タイのローカルの飲食物販売業者の市場を侵食しているという不満が生じていた(外国人事業法上、nominee を利用して同法の適用を回避することは違法である。)

3. 外国人事業法の潜脱に対する対策

上記 2023 年 1 月 15 日付アナウンスにおいて、DBD は、外国人による飲食物の販売業については外国人事業法ライセンスが必要であり、nominee を利用して外国人事業法を潜脱する形態で飲食物の販売業を営んでいる事業者は取締りの対象となると説明した。

DBD が想定している取締りの方法は以下のとおりである。

- (1) タイにおける法人の設立時：タイ国籍を有する自然人・タイ法人に対し、設立する法人に投資するために十分な資産を有していることを証明する銀行が作成した証拠の提出を求める。
- (2) タイにおいて法人が既に設立されている場合：タイ国籍を有する自然人・タイ法人が外国人事業法上の制限を回避し、または同法に違反するような目的で nominee として株式を保有するために用いられているか否かを調査する。
- (3) 外国人事業法上の規制対象となる業種について、オーナーとして登録されているタイ国籍を有する自然人・タイ法人が実際に事業を営んでいるかを実地調査する。

4. 結語

今回、DBD による取締りの対象として明示的に対象とされたのは、外国人事業法に違反する形でなされている飲食物の販売業に限定されているが、今後飲食物の販売業以外の業種についても DBD が法律を厳格に執行するかどうかは不明である。外国人事業法はタイで事業を行う日本企業にとっても関係の深い法律であるため、同法を管轄する DBD の動向には注目する必要がある。

【タイ】

弁護士 安西 明毅

弁護士 木曾 誠大

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康 (ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com